

平成18年2月15日

小金井市長

稲葉孝彦様

小金井市市民参加推進会議

委員長 室井敬司

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言

市民参加条例第20条第1項の規定に基づき、下記の事項について別紙のとおり提言いたします。

記

小金井市まちづくり条例市長案の策定過程について

(別紙)

小金井市まちづくり条例市長案の策定過程について

1 経過

- (1) 平成17年11月4日付けで小金井市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）に対して、平成15年2月から平成17年3月まで市長の附属機関として設置されていた（仮称）小金井市まちづくり条例策定委員会（以下「策定委員会」という。）有志6人から、「小金井市まちづくり条例（案）のパブリックコメント実施に関しての小金井市まちづくり条例策定委員会委員有志の見解」と題する文書が提出されました。内容は、策定委員会が平成17年3月31日に市長に答申した（仮称）小金井市まちづくり条例案（以下「答申案」という。）と、その後市が検討し直し、平成17年9月6日から10月6日までの間にパブリックコメントを実施した（仮称）小金井市まちづくり条例案（以下「市長パブリックコメント案」という。）は、内容が大きく変更されており、事前に修正内容、理由について説明もなかった。再度、策定委員会を招集し、パブリックコメントの結果も踏まえ審議することが必要であるとするものでした。
- (2) 平成17年11月8日開催の第4回推進会議において策定委員会有志6人から提出された要望書について審議しましたが、結論を出すに至りませんでした。
- (3) 市長は、平成17年第4回市議会定例会に小金井市まちづくり条例（以下「市長案」という。）を提出しました。12月2日の本会議で説明、質疑が行われ、12月13日の建設環境委員会では、継続審査となり、12月21日の本会議で閉会中の継続審査と決定しました。
- (4) 市長は、平成17年12月8日に、9月6日から10月6日まで行った市長パブリックコメント案に対するパブリックコメントの検討結果について公表しました。
- (5) 平成18年1月17日開催の第5回推進会議では、参考人として市長パブリックコメント案及び市長案を作成した担当部長と策定委員会有志6人の代表の方1人の出席を求め、説明、意見をお聴きしました。
- (6) 平成18年1月27日開催の第6回推進会議で、今回の市長の市長案の市議会提出に至る過程における対応等について、本推進会議の役割であります「市民参加条例の適正な運用状況を審議する」ということの範囲の中で審議を行いました。具体的には、① 小金井市市民参加条例（以下「条例」という。）第13条第1項「附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない」の規定に対する対応、② 条例第13条第2項「答申案等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない」の規定に対する対応、③ 条例第15条第5項「市は、市民の提言制度の実施結果及びその取扱いについて、速やかに公表しなければならない」の規定に対する対応、以上3点について審議しました。

2 提言

推進会議では、市民参加による市民と行政との協働の推進という観点から市長案の議会提出に至る過程について審議した結果、条例第20条第1項の規定に基づき市長に対し、次のとおり提言いたします。

- (1) 条例第13条第1項「附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければなら

ない」の規定に対する対応については、附属機関等の答申の尊重という規定の原則からすれば、答申が尊重されているとは言い難い、という意見が大勢を占めました。しかしながら、具体的提言案としては、意見が分かれ、第1案は、「市長案は、その作成過程において条例第13条に違反して作成されたことは明らかであり、かつその内容においても策定委員会の答申内容と大幅に食い違うことから答申案を尊重した条例案を作成し改めて議会に提出していただきたい」というものであり、第2案は、「市長案は、既に市議会に提出され担当委員会に付託され審議中であることから、市議会において、市長案は答申を尊重していないという指摘があったことを伝えるとともに、市議会の審議において答申案を尊重し、パブリックコメントの結果等も踏まえ議論をしていただきたい」というものでありました。採決の結果、第1案及び第2案いずれも可否同数となったことから、委員長裁決により第2案を提言します。

- (2) 条例第13条第2項「答申案等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない」の規定に対する対応については、第1に、そもそも答申案から市長パブリックコメント案に至る条例案の検討過程が、担当課によれば起案書合議による決裁方式のため会議録が存在しないということから、不透明になっており、説明責任が全うされておりません。今後は答申案を変更する場合は、その過程が明らかとなるよう正規の記録を残すべきであります。第2に、理由付記について、① 市民にわかりやすく表現すること、② 答申案の削除、変更の場合は、具体的に記載すること、③ ②の場合の理由として、市の体制、予算上の措置、代替手段の有無、導入時期、将来の検討課題等の理由に分類すること、④ 制度の根幹にかかわる部分の修正は、詳細に理由を記載することを心がけるべきであります。
- (3) 条例第15条第5項「市は、市民の提言制度の実施結果及びその取扱いについて、速やかに公表しなければならない」の規定に対する対応については、実施結果の公表に当たり提出された意見は原則として原文のまま公表するものとします。ただし、提出された意見の総数や内容におけるプライバシーの保護、誹謗中傷の排除、わかりやすさを考慮し、削除・分類等を行うことができるものとします。